



流山市監査委員告示第11号

随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年11月24日

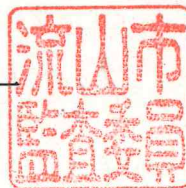
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀





第4号様式

流市民第703号

令和4年9月5日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年9月1日付け、流監第74号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年9月1日・流監第74号		
監査の種類別	随時監査（公金管理）		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部市民課 江戸川台駅前出張所	指摘	公金等の入っている金庫は鍵のかかる書庫内に保管されていたものの、金庫自体に施錠ができない状態であった。公金の取扱いについては、金額の大小に関わらず、施錠可能な耐火金庫等に保管するなど、より厳格な管理をするよう改められたい。	公金等の入っている手提げ金庫の保管場所については、金庫室内に設置した耐火金庫内に保管し施錠するよう改めた。
市民生活部市民課 江戸川台駅前出張所	意見	未使用の粗大ごみ処理券は、鍵のかかる書庫内で保管されていたものの、金庫等に入れることなく置かれていた。ごみ処理券についても、有価証券であることから公金同様に金庫等で保管するなど安全性を重視し、適切に管理されたい。	未使用の粗大ごみ処理券の保管場所については、金庫室内に設置した耐火金庫内に保管し施錠するよう改めた。
市民生活部市民課 江戸川台駅前出張所	意見	切手受払簿の記入に関しては適正に行われていたものの、未使用の切手が保管されているキャビネットに鍵がかかっていなかった。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、保管場所は確実に施錠するなど適切に管理されたい。	切手の保管場所については、金庫室内に設置した耐火金庫内に保管し施錠するよう改めた。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。